

- 放送番組に用いるアニメ番組の製作取引の場合、放送事業者と製作会社の双方が参加した製作委員会で製作される取引形態が主流になってきている。
- 今後、このような新たな取引形態に対応した取引ルールについて、関係団体等のご意見を踏まえつつ、総務省の「放送コンテンツ製作取引適正化に関するガイドライン」に反映させる。

総務省平成29年度フォローアップ調査結果(平成30年5月31日)(抜粋)

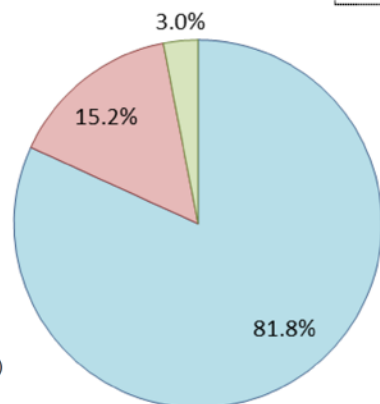
・放送事業者とアニメ製作会社の双方が参加する製作委員会に参加してアニメ番組の製作を行ったと回答した者の割合	放送事業者81.8%、番組製作会社70.4%
・放送事業者が参加し、アニメ製作会社は参加していない製作委員会と製作取引を行ったと回答した者の割合	放送事業者36.4%、番組製作会社11.1%
・放送事業者は参加しておらず、アニメ製作会社は参加している製作委員会と製作取引を行ったと回答した者の割合	放送事業者12.1%、番組製作会社11.1%

放送事業者からの回答

【アニメ分野における製作取引形態】

アニメ製作会社が参加する製作委員会に御社も参加したことはありましたか。(著作権は製作委員会に帰属するものとします。)

1. あった	27
2. なかった	5
無回答	1
合計	33

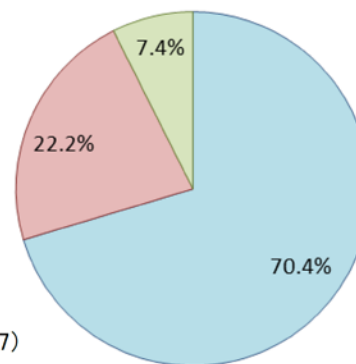


番組製作会社からの回答

【アニメ分野における製作取引形態】

放送事業者が参加している製作委員会に、御社も参加したことはありましたか。(著作権は製作委員会に帰属するものとします。)

1. あった	19
2. なかった	6
無回答	2
合計	27



《製作委員会への参加の形態》

- ・放送事業者 : 参加
- ・番組製作会社 : 参加